平成２３年（フ）第４２８号
大分市大字津守828番地の３　ひなたぼっこ、申立時の住所大分県別府市汐見町８番18号
債務者　松田　伸子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５６号
大分市大字宮苑1117番地
債務者　渕野惠美子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６６号
大分県別府市大字鶴見4546番地の319　宝物産ビル402号
債務者　志手　加菜
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
大分県別府市石垣東10丁目４番１―801号　パルロイヤル別府
債務者　田中　久子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５号
大分市政所１丁目４番35号　ロイヤルコート豊翔202
債務者　深江　秀和
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
宮崎県児湯郡川南町大字川南1557番地、住民票上の住所宮崎県児湯郡川南町大字川南2601番地３
債務者　小城　正男
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
沖縄県名護市字伊差川906番地　県営伊差川団地２棟405号
債務者　名護多加子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４号
沖縄県名護市字瀬嵩18番地６
債務者　嘉那原　敞
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１号
茨城県鹿嶋市大字平井1350番地153
債務者　甲斐　わか（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６号
茨城県神栖市日川4066番地
債務者　保立　絹江（旧姓郷間）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第５１号
福井県敦賀市公文名４号28番地の１
債務者　水野　健悟
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第４号
長野県上田市蒼久保89番地11
債務者　春山海都こと　朴　　海都
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４９４号
奈良県桜井市大字三輪992番地の８
債務者　山口美代子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５７１号
奈良市西登美ヶ丘２丁目Ｆ８番408号
債務者　吉田　　健
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４号
奈良市古市町1066番地の３
債務者　中井　愛歌
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５０９号
岩手県奥州市水沢区字虚空蔵小路15番地　ソラーナＡ号棟
債務者　佐藤　芳江
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１１号
盛岡市東中野町７番20号
債務者　小野　智弘
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６号
富山市西大泉１番11号
債務者　藤本　尚樹
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
富山地方裁判所民事部